

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 4 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シヤカイフクシホウジンシテイカイ				
法人名	社会福祉法人 慈恵会				
法人所在地	〒	505-0011			
	岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井81番地の2				
フリガナ	サカイ ナオキ				
書類作成担当者	坂井 直樹				
連絡先	電話番号	0574-25-0609	FAX番号	0574-28-4511	E-mail info@jikeikai-sawayaka.jp

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
 ※本様式のオレンジセルでは下記の要件を確認しており、セルが「○」でない場合、加算の算定要件を満たしていない。
 I 介護職員の賃金改善の見込額が、処遇改善加算の算定見込額を上回ること
 II 介護職員その他の職員の賃金改善の見込額が、特定加算の算定見込額を上回ること

(1) 介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 4 年度介護職員処遇改善加算の見込額	173,803,908	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること)	196,871,944	円
i) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)		
ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)		
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	1,286,182,658	円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	1,089,310,714	円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	1,319,451,735	円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	177,127,556	円
	53,013,465	円
		円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 4 年 6 月 ~ 令和 5 年 5 月	

要件 I
○

【記入上の注意】

- (1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及びii)(ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額については、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。)
 ※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- (1)④ ii)(イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- (1)④ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。



(2) 介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分																															
② 介護職員処遇改善加算の取得状況																															
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の届出状況	※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり																														
④ 特定加算の算定対象月																															
⑤ 令和 4 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g)			53,184,912 円																												
⑥ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は⑤欄の額を上回る)			59,623,200 円																												
<table border="1"> <tr> <td>i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)</td> <td colspan="2"></td> <td>927,591,204 円</td> </tr> <tr> <td>ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)</td> <td colspan="2"></td> <td>867,968,004 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <table border="1"> <tr> <td>(ア)前年度の賃金の総額</td> <td colspan="2"></td> <td>1,098,881,225 円</td> </tr> <tr> <td>(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額</td> <td colspan="2"></td> <td>177,127,556 円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額</td> <td colspan="2"></td> <td>53,785,665 円</td> </tr> <tr> <td>(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額</td> <td colspan="2"></td> <td>円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>				i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			927,591,204 円	ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)			867,968,004 円	<table border="1"> <tr> <td>(ア)前年度の賃金の総額</td> <td colspan="2"></td> <td>1,098,881,225 円</td> </tr> <tr> <td>(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額</td> <td colspan="2"></td> <td>177,127,556 円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額</td> <td colspan="2"></td> <td>53,785,665 円</td> </tr> <tr> <td>(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額</td> <td colspan="2"></td> <td>円</td> </tr> </table>				(ア)前年度の賃金の総額			1,098,881,225 円	(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額			177,127,556 円	(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額			53,785,665 円	(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額			円
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			927,591,204 円																												
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)			867,968,004 円																												
<table border="1"> <tr> <td>(ア)前年度の賃金の総額</td> <td colspan="2"></td> <td>1,098,881,225 円</td> </tr> <tr> <td>(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額</td> <td colspan="2"></td> <td>177,127,556 円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額</td> <td colspan="2"></td> <td>53,785,665 円</td> </tr> <tr> <td>(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額</td> <td colspan="2"></td> <td>円</td> </tr> </table>				(ア)前年度の賃金の総額			1,098,881,225 円	(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額			177,127,556 円	(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額			53,785,665 円	(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額			円												
(ア)前年度の賃金の総額			1,098,881,225 円																												
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額			177,127,556 円																												
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額			53,785,665 円																												
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額			円																												
⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)																												
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	158,546,547 円	680,901,631 円	28,519,826 円																												
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	503.5 人	2,672.0 人	99.0 人																												
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	41.9 人	222.6 人	8.2 人																												
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	314,889 円	254,828 円	288,079 円																												
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	<input type="radio"/> (A)のみ実施 (53,185,178 円)	105,778 円 (53,185,178 円)																													
	<input type="radio"/> (A)及び(B)を実施 (53,184,912 円)	28,930 円 (14,546,004 円)	14,465 円 (38,638,908 円)																												
	<input checked="" type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 (53,184,924 円)	28,548 円 (14,353,934 円)	14,274 円 (38,128,709 円)	7,137 円 (702,281 円)																											
	<input type="radio"/> 上記以外の方法で実施 (0 円)	円 (0 円)	円 (0 円)	円 (0 円)																											
	月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	34 人(見込)																													
(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由) <input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(法人としての判断基準を満たす経験・技能のある介護職員がこれ以上いないため。)																															
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 4 年 6 月 ~ 令和 5 年 5 月 (12 か月)																														

要件 II



【記入上の注意】

- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)及びii)(ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額については、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。)
※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- (2)⑥ ii)(イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑥ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

- ・(2)⑦i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・(2)⑦iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員については、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) ①基本給を定期昇給する ②資格手当(介護福祉士・社会福祉士)2,000円増額して7,000円 ③夜間勤務手当を2,000円増額して、一回8,000円又は7,000円 ④介護職員処遇改善手当を支給する ⑤賞与支給基準を変更 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 24 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ロ 介護職員等特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

経験・技能のある介護職員の考え方	(A)経験・技能のある介護職員とは、介護職員で職位が中級以上の介護福祉士等であり、現リーダー又は同等以上の経験技能実績がある者 (B)他の介護職員とは、介護職員で職位が初級又は中級(経験・技能のある介護職員を除く)である者 (C)その他の職員とは、介護職員以外で職位が中級以下で改善後の年収が440万円を上回らない者
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由)
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) 改善実施期間に特定処遇改善加算手当を(A)経験・技能のある介護職員に月額 31,200円、(B)他の介護職員に月額 15,600円、(C)その他の職員に月額 7,800円支給する。 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 元 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ii)(エ)又は(2)⑥ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハマまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
	イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<p>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ① ①資質向上のために法人研修委員会にて新人研修、中堅研修、中堅フォローアップ研修、リーダー研修、リーダーフォローアップ研修、管理職研修を年度ごとにカリキュラムに沿って実施。 ②各エリアにて必要なOJT及び研修の実施。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p>介護福祉士受験対策研修による資格取得支援の実施</p>
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<p><input type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p>
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input checked="" type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

5 見える化要件について<特定加算> ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

変更なし

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他()	/	<input type="checkbox"/> 予定

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件IIの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 11 日 法人名 社会福祉法人 慈恵会
代表者 職名 理事長

氏名 山田實紘



別紙様式2-2 介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名 **社会福祉法人 慈恵会**

介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円] **173,803,908**

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位あ たりの単 価[円](b)	(1)介護職員処遇改善加算				
		都道府県	市区町村					新規・継続の 別	算定する 介護職員 処遇改善 加算の区 分	加算 率 (c)	算定対象月(d)	介護職員処遇 改善加算の見 込額 (a×b×c×d) [円]
12171200096	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかナーシングピラ	介護老人福祉施設	3,048,905	10.00	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	30,367,092
22171300151	岐阜県	岐阜県	川辺町	さわやかナーシング川辺	介護老人福祉施設	851,732	10.00	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	8,483,244
32171400134	岐阜県	岐阜県	御嵩町	さわやかナーシングみたけ	介護老人福祉施設	2,007,179	10.00	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	19,991,496
42172800514	岐阜県	岐阜県	下呂市	さわやかナーシング下呂	介護老人福祉施設	2,105,425	10.00	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	20,970,024
52171300722	岐阜県	岐阜県	坂祝町	さわやかナーシングさかほぎ	介護老人福祉施設	737,569	10.00	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	7,346,184
62171200138	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかナーシングピラデイサービスセンター	通所介護	372,975	10.00	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,640,660
72171200161	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	すこやかタウン美濃加茂デイサービスセンター	通所介護	421,154	10.00	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,981,760
82173100229	岐阜県	岐阜県	可児市	可児川苑デイサービスセンター	通所介護	322,659	10.14	区分変更	加算Ⅰ	5.90%	令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)	
92171400100	岐阜県	岐阜県	可児市	やすらぎ館デイサービスセンター	通所介護	155,046	10.14	区分変更	加算Ⅰ	5.90%	令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)	
102171300276	岐阜県	岐阜県	川辺町	川辺町デイサービスセンター	通所介護	402,630	10.00	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,850,612
112171400092	岐阜県	岐阜県	御嵩町	御嵩町デイサービスセンター	通所介護	405,334	10.00	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,860,764
122171200245	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	みのかも西デイサービスセンター	通所介護	374,352	10.00	区分変更	加算Ⅰ	5.90%	令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)	
132173100419	岐阜県	岐阜県	可児市	ナーシング可児デイサービスセンター	通所介護	501,397	10.14	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	3,599,580
142171400159	岐阜県	岐阜県	御嵩町	さわやかデイサービスセンター伏見	通所介護	500,053	10.00	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	3,540,372
152172800522	岐阜県	岐阜県	下呂市	さわやかデイサービスセンター下呂	通所介護	328,186	10.00	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,323,548
162171300672	岐阜県	岐阜県	七宗町	さわやかデイサービスセンター七宗	通所介護	248,108	10.00	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,756,596
172171200153	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかナーシングピラホームヘルプサービス	訪問介護	83,168	10.00	継続	加算Ⅰ	13.70%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,367,250
182171400118	御嵩町	岐阜県	御嵩町	さわやかグループホームみたけ	認知症対応型共同生活介護	192,769	10.00	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,567,676
192171200278	美濃加茂市	岐阜県	美濃加茂市	さわやかグループホームみのかも	認知症対応型共同生活介護	453,345	10.00	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	6,038,544

	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位あ たりの単 価[円](b)	(1)介護職員処遇改善加算				
			都道府県	市区町村					新規・継続の 別	(1)		(2)	介護職員処遇 改善加算の見 込額 $(a \times b \times c \times d)$ [円]
										加算する 介護職員 処遇改善 加算の区 分	加算率 (c)		
20	2173100427	可児市	岐阜県	可児市	さわやかグループホーム可児	認知症対応型共同生活介護	643,874	10.14	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	8,096,460
21	2171200314	美濃加茂市	岐阜県	美濃加茂市	さわやかグループホーム本郷	認知症対応型共同生活介護	455,006	10.00	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	6,060,672
22	2171300649	川辺町	岐阜県	川辺町	さわやかグループホーム川辺	認知症対応型共同生活介護	224,075	10.00	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,984,676
23	2171300680	七宗町	岐阜県	七宗町	さわやかグループホーム七宗	認知症対応型共同生活介護	211,011	10.00	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,810,664
24	2171300041	坂祝町	岐阜県	坂祝町	さわやかグループホームさかほぎ	認知症対応型共同生活介護	222,538	10.00	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,964,204
25	2151280019	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかリバーサイドビラ	介護老人保健施設	2,369,308	10.00	継続	加算Ⅰ	3.90%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	11,088,360
26	2151280019	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかリバーサイドビラデイケアセンター	通所リハビリテーション	522,321	10.00	継続	加算Ⅰ	4.70%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,945,880
27	2171200096	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかナーシングビラ	短期入所生活介護	566,692	10.00	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	5,644,248
28	2171300151	岐阜県	岐阜県	川辺町	さわやかナーシング川辺	短期入所生活介護	101,382	10.00	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,009,764
29	2171400134	岐阜県	岐阜県	御嵩町	さわやかナーシングみたけ	短期入所生活介護	317,621	10.00	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	3,163,500
30	2171800514	岐阜県	岐阜県	下呂市	さわやかナーシング下呂	短期入所生活介護	512,624	10.00	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	5,105,724
31	2171300722	岐阜県	岐阜県	坂祝町	さわやかナーシングさかほぎ	短期入所生活介護	163,208	10.00	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,625,544
32	2151280019	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかリバーサイドビラ	短期入所療養介護(老健)	2,091	10.00	継続	加算Ⅰ	3.90%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	9,760

別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人 慈恵会
-----	------------

介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	53,184,912
---------------------------	------------

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位 あたりの 単価[円] (b)	(2)介護職員等特定処遇改善加算					介護職員等特定 処遇改善加 算の見込額 (a×b×e×f) [円]
		都道府県	市区町村					新規・ 継続 の別	① 算定する介護 職員等特定 処遇改善加 算の区分	② 加算率 (e)	③ 介護福祉士配置等要件	④ 算定対象月(f)	
12171200096	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかナーシングピラ	介護老人福祉施設	3,048,905	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	9,878,448
22171300151	岐阜県	岐阜県	川辺町	さわやかナーシング川辺	介護老人福祉施設	851,732	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,759,604
32171400134	岐阜県	岐阜県	御嵩町	さわやかナーシングみたけ	介護老人福祉施設	2,007,179	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	6,503,256
42172800514	岐阜県	岐阜県	下呂市	さわやかナーシング下呂	介護老人福祉施設	2,105,425	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	6,821,568
52171300722	岐阜県	岐阜県	坂祝町	さわやかナーシングさかほぎ	介護老人福祉施設	737,569	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,389,716
62171200138	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかナーシングピラデイサービスセンター	通所介護	372,975	10.00	継続	特定加算Ⅱ	1.0%	-	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	447,564
72171200161	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	すこやかタウン美濃加茂デイサービスセンター	通所介護	421,154	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	606,456
82173100229	岐阜県	岐阜県	可児市	可児川苑デイサービスセンター	通所介護	322,659	10.14	区分変更	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)	0
92171400100	岐阜県	岐阜県	可児市	やすらぎ館デイサービスセンター	通所介護	155,046	10.14	区分変更	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)	0
102171300276	岐阜県	岐阜県	川辺町	川辺町デイサービスセンター	通所介護	402,630	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	579,780
112171400092	岐阜県	岐阜県	御嵩町	御嵩町デイサービスセンター	通所介護	405,334	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	583,680
122171200245	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	みのかも西デイサービスセンター	通所介護	374,352	10.00	区分変更	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)	0
132173100419	岐阜県	岐阜県	可児市	ナーシング可児デイサービスセンター	通所介護	501,397	10.14	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	732,108
142171400159	岐阜県	岐阜県	御嵩町	さわやかデイサービスセンター伏見	通所介護	500,053	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	720,072
152172800522	岐阜県	岐阜県	下呂市	さわやかデイサービスセンター下呂	通所介護	328,186	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	472,584
162171300672	岐阜県	岐阜県	七宗町	さわやかデイサービスセンター七宗	通所介護	248,108	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	357,264
172171200153	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかナーシングピラホームヘルプサービス	訪問介護	83,168	10.00	継続	特定加算Ⅰ	6.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	628,740
182171400118	御嵩町	岐阜県	御嵩町	さわやかグループホームみたけ	認知症対応型共同生活介護	192,769	10.00	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	532,032
192171200278	美濃加茂市	岐阜県	美濃加茂市	さわやかグループホームみのかも	認知症対応型共同生活介護	453,345	10.00	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	-	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,686,432
202173100427	可児市	岐阜県	可児市	さわやかグループホーム可児	認知症対応型共同生活介護	643,874	10.14	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,801,968
212171200314	美濃加茂市	岐阜県	美濃加茂市	さわやかグループホーム本郷	認知症対応型共同生活介護	455,006	10.00	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,255,812
222171300649	川辺町	岐阜県	川辺町	さわやかグループホーム川辺	認知症対応型共同生活介護	224,075	10.00	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	618,444
232171300680	七宗町	岐阜県	七宗町	さわやかグループホーム七宗	認知症対応型共同生活介護	211,011	10.00	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	582,384
242171300041	坂祝町	岐阜県	坂祝町	さわやかグループホームさかほぎ	認知症対応型共同生活介護	222,538	10.00	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	614,196

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位 あたりの 単価[円] (b)	(2)介護職員等特定処遇改善加算						
		都道府県	市区町村					新規・ 継続 の別	(1)		(3)	(4)	(5)	
									算定する介護 職員等特定 処遇改善加 算の区分	加 算 率 (e)				介護福祉士配置等要件
25	2151280019	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかリバーサイドビル	介護老人保健施設	2,369,308	10.00	継続	特定加算 I	2.1%	特定事業所加算(II)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	5,970,648
26	2151280019	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかリバーサイドビルデイケアセン ター	通所リハビリテーション	522,321	10.00	継続	特定加算 I	2.0%	特定事業所加算(II)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	1,253,568
27	2171200096	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかナーシングビル	短期入所生活介護	566,692	10.00	継続	特定加算 I	2.7%	特定事業所加算(II)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	1,836,072
28	2171300151	岐阜県	岐阜県	川辺町	さわやかナーシング川辺	短期入所生活介護	101,382	10.00	継続	特定加算 I	2.7%	特定事業所加算(II)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	328,476
29	2171400134	岐阜県	岐阜県	御嵩町	さわやかナーシングみたけ	短期入所生活介護	317,621	10.00	継続	特定加算 I	2.7%	特定事業所加算(II)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	1,029,084
30	2171800514	岐阜県	岐阜県	下呂市	さわやかナーシング下呂	短期入所生活介護	512,624	10.00	継続	特定加算 I	2.7%	特定事業所加算(II)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	1,660,896
31	2171300722	岐阜県	岐阜県	坂祝町	さわやかナーシングさかほぎ	短期入所生活介護	163,208	10.00	継続	特定加算 I	2.7%	特定事業所加算(II)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	528,792
32	2151280019	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかリバーサイドビル	短期入所療養介護(老健)	2,091	10.00	継続	特定加算 I	2.1%	サービス提供体制強化加算(II)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	5,268

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
処遇改善計画書(令和 4 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイケンホウジン ジケikai				
法人名	社会福祉法人 慈恵会				
法人所在地	〒	505-0011			
	岐阜県美濃加茂市下米田町東栢井81番地の2				
フリガナ	サカイナオキ				
書類作成担当者	坂井 直樹				
連絡先	電話番号	0574-25-0609	FAX番号	0574-28-4511	E-mail
	info@jikeikai-sawayaka.jp				

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算) 介護職員等ベースアップ等支援加算(ベースアップ等加算)

※すでに処遇改善加算・特定加算を算定している事業所が、令和4年10月以降にベースアップ等加算を算定するために計画書を提出する場合、ベースアップ等加算の算定に必要なセルのみ記入すること。

※「×」をつけた加算に係る記入欄(グレーになるセル)は、記入不要。

2 賃金改善計画について<共通>

(1)加算額を上回る賃金改善について

- ・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
 - I 介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
 - II 介護職員その他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
 - III 介護職員その他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

	処遇改善加算		特定加算		ベースアップ等加算	
① 令和 4 年度の加算の見込額		円		円	17,126,232	円
② 賃金改善の見込額(i-ii) (右側の額は加算見込額を上回ること)		円		円	17,454,000	円
i)それぞれの加算の算定により賃金改善を行う場合の賃金の総額(見込額)	(1)	円	(2)	円	564,310,390	円
ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1・基準額2・基準額3】	【基準額1】	円	【基準額2】	円	【基準額3】	546,856,390 円
(ア)前年度の賃金の総額	(4)	円	(5)	円	(6)	659,725,867 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	(7)	円	(8)	円	(9)	86,447,829 円
(ウ)前年度の特定加算の総額	(10)	円	(11)	円	(12)	26,421,648 円
(エ)前年度のベースアップ等加算の総額 (介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む)	(13)	円	(14)	円	(15)	0 円
(オ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額		円		円		0 円

【賃金の総額に係る記入上の注意】

- ・(1)には、処遇改善加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の介護職員の賃金総額(見込額)に記載すること。(すなわち、特定加算、処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(2)には、特定加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)に記載すること。(すなわち、処遇改善加算、処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(3)には、ベースアップ等加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)に記載すること。(すなわち、処遇改善加算、特定加算及び処遇改善支援補助金を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(4)には、介護職員のみ賃金の総額を記載すること。
- ・(5)には、事業所に従事するすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。
- ・(6)には、ベースアップ等加算の配分対象が介護職員のみである場合、介護職員のみ賃金の総額を記載することとし、原則として(4)と同一の数値を記載すること。また、ベースアップ等加算の配分対象にその他の職種を含む場合、事業所に従事するすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の合計額を記載することとし、原則として(5)と同一の数値を記載すること。
- ・(1)~(6)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

【加算の総額に係る記入上の注意】

- ・(7)~(15)は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」に基づき記載すること。
- ・(10)(13)には、前年度の特定加算・ベースアップ等加算の総額のうち、介護職員に支払われた加算額のみを記載し、(11)(12)(14)(15)には事業所に従事するすべての職員(介護職員とその他の職種)に支払われた加算額(加算額の総額)を記載すること。

【独自の賃金改善額に係る記入上の注意】

- ・②ii)(オ)の独自の賃金改善額とは、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったもの)に限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算に係るものを除く。)をいうものであり、「(5)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

算出
令和 4.8.17
承認

(2) 介護職員処遇改善加算

① 処遇改善加算の見込額／② 賃金改善の見込額	別紙様式2-1 2(1)のとおり
③ 算定する処遇改善加算の区分／④ 処遇改善加算の算定対象月	別紙様式2-2のとおり
⑤ 賃金改善実施期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月 (か月)

(3) 介護職員等特定処遇改善加算

① 特定加算の見込額／② 賃金改善の見込額	別紙様式2-1 2(1)のとおり
③ 処遇改善加算の取得状況	別紙様式2-2のとおり
④ 算定する特定加算の区分／⑤ 介護福祉士の配置等要件(サービス提供体制強化加算等の届出情報)／⑥ 特定加算の算定対象月	別紙様式2-3のとおり

⑦ 平均賃金改善額		経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取引し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)		円	円	円
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)		人	人	人
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(i)		人	人	人
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額4】(h)/(i)		円	円	円
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	○ (A)のみ実施 (0 円)	0 円 (0 円)	/	/
	○ (A)及び(B)を実施 (#VALUE! 円)	#VALUE! 円 (#VALUE! 円)	#VALUE! 円 (#VALUE! 円)	/
	● (A)(B)(C)全て実施 (#VALUE! 円)	#VALUE! 円 (#VALUE! 円)	#VALUE! 円 (#VALUE! 円)	#VALUE! 円 (#VALUE! 円)
	○ 上記以外の方法で実施 (0 円)	円 (0 円)	円 (0 円)	円 (0 円)
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 人(見込)				
(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)				
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()				
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 年 月 ～ 令和 年 月 (か月)			

【記入上の注意】

- ・ (3)⑦ i) の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取引し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・ (3)⑦ iii) の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員については、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(4) 介護職員等ベースアップ等支援加算

- ・ (4) では、賃金改善の合計額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てられることを確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

① ベースアップ等加算の見込額／② 賃金改善の見込額	別紙様式2-1 2(1)のとおり																					
③ 処遇改善加算の取得状況／④ ベースアップ等加算の算定対象月	別紙様式2-4のとおり																					
⑤ ベースアップ等による賃金改善の見込額等	<table border="1"> <tr> <td>i) 介護職員の賃金改善の見込額 (n-1)</td> <td>17,454,000</td> <td>円</td> <td rowspan="2">100.00 % <— ○</td> <td rowspan="4">要件</td> </tr> <tr> <td>(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)(n-2)</td> <td>17,454,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(一月あたり)</td> <td>2,909,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>i) その他の職員の賃金改善の見込額 (o-1)</td> <td>0</td> <td>円</td> <td rowspan="2">0.00 % <—</td> </tr> <tr> <td>(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)(o-2)</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(一月あたり)</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>	i) 介護職員の賃金改善の見込額 (n-1)	17,454,000	円	100.00 % <— ○	要件	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)(n-2)	17,454,000	円	(一月あたり)	2,909,000	円	i) その他の職員の賃金改善の見込額 (o-1)	0	円	0.00 % <—	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)(o-2)	0	円	(一月あたり)	0	円
i) 介護職員の賃金改善の見込額 (n-1)	17,454,000	円	100.00 % <— ○	要件																		
(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)(n-2)	17,454,000	円																				
(一月あたり)	2,909,000	円																				
i) その他の職員の賃金改善の見込額 (o-1)	0	円	0.00 % <—																			
(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)(o-2)	0	円																				
(一月あたり)	0	円																				
⑥ 賃金改善実施期間	令和 4 年 10 月 ～ 令和 5 年 3 月 (6 か月)																					

【記入上の注意】

- ・ ④ i (n-1)と④ ii (o-1)の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善の見込額」(1)②の最右欄)と一致すること。

(5)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 処遇改善加算

賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。				
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。				
	(上記取組の開始時期)	令和	年	月	(<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 <input type="checkbox"/> 変更なし					

ロ 特定加算

経験・技能のある介護職員の考え方					
賃金改善を行う職員の範囲	<input type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員	<input type="checkbox"/> (B)他の介護職員	<input type="checkbox"/> (C)その他の職種	((A)にチェック(✓)がない場合その理由)	
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。				
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。				
	(上記取組の開始時期)	令和	年	月	(<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 <input type="checkbox"/> 変更なし					

ハ ベースアップ等加算

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	<input type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)		
	その他	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他 ()	
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他 (給与規程を準用) (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。					
	現行の介護職員処遇改善手当にベースアップ等支援加算分を増額して支給					
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。					
(上記取組の開始時期)	令和	4	年	2	月	(<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 <input type="checkbox"/> 変更なし						

ニ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善

(1)②ii)(オ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

3 キャリアパス要件について＜処遇改善加算＞

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。		<input type="checkbox"/> 変更なし

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当						
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。							
	<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">①</td> <td>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">②</td> <td>資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること</td> </tr> </table>		①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること		②	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること	
	①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること						
	②	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること						
	イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)							
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。							
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。		<input type="checkbox"/> 変更なし						

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当									
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。										
	<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">①</td> <td>経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">②</td> <td>資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">③</td> <td>一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</td> </tr> </table>		①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。		②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。		③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	
	①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。									
	②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。									
	③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。									
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)										
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。										
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。		<input type="checkbox"/> 変更なし									

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について＜処遇改善加算・特定加算＞

【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 変更なし

5 見える化要件について＜特定加算＞

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他() / <input type="checkbox"/> 予定

※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 変更なし

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 8 月 17 日

法人名 社会福祉法人 慈恵会

代表者 職名 理事長 氏名 山田 實紘

別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支援加算(施設・事業所別個表)

【記入上の注意】・(n-1)及び(o-1)には、介護職員・その他の職員の賃金改善額について、事業所毎に、「ベースアップ等加算の算定のみにより賃金改善を行う場合の賃金の総額(見込額)」(別紙様式2-1の2(1)の②(3)参照)と、「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」(別紙様式2-1の2(1)の【基準額③】参照)とを比較し、その差額を記入すること。
・(n-2)及び(o-2)には、別紙様式2-1(5)に記載した具体的な賃金改善の取組に基づき、ベースアップ等による賃金改善の見込額を記載すること。

法人名	社会福祉法人 慈恵会
ベースアップ等加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2 (1)①に転記)	17,126,232

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する介護職員処遇改善加算の区分	一月あたり介護報酬秘単位数[単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	(3)ベースアップ等支援加算				①介護職員等ベースアップ等支援加算の見込額 (a×b×1×m) [円]	(列ごとの合計を「2賃金改善計画について」(4)に転記)				
		都道府県	市区町村						新規・継続の別	加算率(一)	算定対象月(m)	②i)介護職員の見込額 [円]		③i)介護職員の見込額 [円]	④i)介護職員の見込額 [円]	⑤i)介護職員の見込額 [円]		
																	(n-1)	(n-2)
1217120096	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかナーシングピラ	介護老人福祉施設	加算I	3,048,905	10.00	新規	1.6%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	2,926,944	3,288,000	3,288,000				
22171300151	岐阜県	岐阜県	川辺町	さわやかナーシング川辺	介護老人福祉施設	加算I	851,732	10.00	新規	1.6%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	817,662	1,182,000	1,182,000				
32171400134	岐阜県	岐阜県	御嵩町	さわやかナーシングみたけ	介護老人福祉施設	加算I	2,007,179	10.00	新規	1.6%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	1,926,888	2,580,000	2,580,000				
42172800514	岐阜県	岐阜県	下呂市	さわやかナーシング下呂	介護老人福祉施設	加算I	2,105,425	10.00	新規	1.6%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	2,021,208	2,184,000	2,184,000				
52171300722	岐阜県	岐阜県	坂祝町	さわやかナーシングさかほぎ	介護老人福祉施設	加算I	732,390	10.00	新規	1.6%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	703,092	870,000	870,000				
62171200138	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかナーシングピラデイサービスセンター	通所介護	加算I	698,513	10.00	新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	461,016	360,000	360,000				
72171200138	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかナーシングピラデイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	加算I			新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)							
82171200161	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	すこやかタウン美濃加茂デイサービスセンター	通所介護	加算I	421,108	10.00	新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	277,926	318,000	318,000				
92171200161	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	すこやかタウン美濃加茂デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	加算I			新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)							
102171300276	岐阜県	岐阜県	川辺町	川辺町デイサービスセンター	通所介護	加算I	398,342	10.00	新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	262,902	390,000	390,000				
112171300276	岐阜県	岐阜県	川辺町	川辺町デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	加算I			新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)							
122171400092	岐阜県	岐阜県	御嵩町	御嵩町デイサービスセンター	通所介護	加算I	404,765	10.00	新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	267,144	282,000	282,000				
132171400092	岐阜県	岐阜県	御嵩町	御嵩町デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	加算I			新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)							
142173100419	岐阜県	岐阜県	可児市	ナーシング可児デイサービスセンター	通所介護	加算I	493,097	10.14	新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	330,000	678,000	678,000				
152173100419	岐阜県	岐阜県	可児市	ナーシング可児デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	加算I			新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)							
162171400159	岐阜県	岐阜県	御嵩町	さわやかデイサービスセンター伏見	通所介護	加算I	499,319	10.00	新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	329,550	390,000	390,000				
172171400159	岐阜県	岐阜県	御嵩町	さわやかデイサービスセンター伏見	通所型サービス(総合事業)	加算I			新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)							
182172800522	岐阜県	岐阜県	下呂市	さわやかデイサービスセンター下呂	通所介護	加算I	328,186	10.00	新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	216,600	240,000	240,000				
192172800522	岐阜県	岐阜県	下呂市	さわやかデイサービスセンター下呂	通所型サービス(総合事業)	加算I			新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)							
202191301015	岐阜県	岐阜県	七宗町	さわやかデイサービスセンター七宗	地域密着型通所介護	加算I	247,288	10.00	新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	163,206	78,000	78,000				
212171300672	岐阜県	岐阜県	七宗町	さわやかデイサービスセンター七宗	通所型サービス(総合事業)	加算I			新規	1.1%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)							
222171200153	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかナーシングピラホームヘルプサービス	訪問介護	加算I	82,943	10.00	新規	2.4%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	119,436	132,000	132,000				
232171200153	岐阜県	岐阜県	美濃加茂市	さわやかナーシングピラホームヘルプサービス	訪問型サービス(総合事業)	加算I			新規	2.4%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)							
242171400118	御嵩町	岐阜県	御嵩町	さわやかグループホームみたけ	認知症対応型共同生活介護	加算I	192,769	10.00	新規	2.3%	令和4年10月～令和5年3月(6ヶ月)	266,016	204,000	204,000				

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する介護職員処遇改善加算の区分	一月あたり介護報酬総単位数 [単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	(3) ベースアップ等支援加算				(列ごとの合計を「2資金改善計画について」(4)に転記)			
		都道府県	市区町村						新規・継続の別	加算率 (一)	算定対象月 (m)	①介護職員等ベースアップ等支援加算の見込額 (a×b×1×m) [円]	②i) 介護職員の賃金改善見込額[円]	②ii) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額[円]	③i) その他の職員の賃金改善見込額[円]	③ii) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額[円]
25	2171200278	美濃加茂市	岐阜県 美濃加茂市	さわやかグループホームのみかも	認知症対応型共同生活介護	加算 I	453,180	10.00	新規	2.3%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	625,386	486,000	486,000		
26	2173100427	可児市	岐阜県 可児市	さわやかグループホーム可児	認知症対応型共同生活介護	加算 I	634,984	10.14	新規	2.3%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	888,540	924,000	924,000		
27	2171200344	美濃加茂市	岐阜県 美濃加茂市	さわやかグループホーム本郷	認知症対応型共同生活介護	加算 I	455,006	10.00	新規	2.3%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	627,906	372,000	372,000		
28	2171300649	川辺町	岐阜県 川辺町	さわやかグループホーム川辺	認知症対応型共同生活介護	加算 I	224,075	10.00	新規	2.3%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	309,222	318,000	318,000		
29	2171300680	七宗町	岐阜県 七宗町	さわやかグループホーム七宗	認知症対応型共同生活介護	加算 I	211,011	10.00	新規	2.3%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	291,192	258,000	258,000		
30	2191300041	坂祝町	岐阜県 坂祝町	さわやかグループホームさかほぎ	認知症対応型共同生活介護	加算 I	222,538	10.00	新規	2.3%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	307,098	264,000	264,000		
31	2151280019	岐阜県	岐阜県 美濃加茂市	さわやかリバーサイドピラ	介護老人保健施設	加算 I	2,369,308	10.00	新規	0.8%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	1,137,264	1,338,000	1,338,000		
32	2151280019	岐阜県	岐阜県 美濃加茂市	さわやかリバーサイドピラデイケアセンター	通所リハビリテーション	加算 I	519,508	10.00	新規	1.0%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	311,700	318,000	318,000		
33	2171200096	岐阜県	岐阜県 美濃加茂市	さわやかナーシングピラ	短期入所生活介護	加算 I	534,260	10.00	新規	1.6%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	512,886				
34	2171300151	岐阜県	岐阜県 川辺町	さわやかナーシング川辺	短期入所生活介護	加算 I	98,706	10.00	新規	1.6%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	94,752				
35	2171400134	岐阜県	岐阜県 御嵩町	さわやかナーシングみたけ	短期入所生活介護	加算 I	302,890	10.00	新規	1.6%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	290,772				
36	2171800514	岐阜県	岐阜県 下呂市	さわやかナーシング下呂	短期入所生活介護	加算 I	502,339	10.00	新規	1.6%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	482,244				
37	2171300722	岐阜県	岐阜県 坂祝町	さわやかナーシングさかほぎ	短期入所生活介護	加算 I	163,208	10.00	新規	1.6%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	156,678				
38	2151280019	岐阜県	岐阜県 美濃加茂市	さわやかリバーサイドピラ	短期入所療養介護(老健)	加算 I	2,091	10.00	新規	0.8%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	1,002				